

一宮ほか埋立跡地周辺水水質検査業務委託

仕 様 書

令和 7年 5月

岡山市環境局環境施設部環境施設課

第 1 章 一 般 事 項

第 1 節 総 則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (法令等の遵守)

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、省令、規則、通達、条例等を遵守しなければならない。

1. 1. 3 (疑義等)

また、本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 4 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 5 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。

1. 1. 6 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

第 2 章 特 記 事 項

第 1 節 概 要

2. 1. 1 (委託業務概要)

本委託業務は、各埋立跡地周辺の水環境の実態を把握し、適切な維持管理を行うために水質調査を実施するものである。

2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、人員、機器等全て受託者によるものとする。

(1) 分析項目及び検体数

別表 1「分析項目、試料採取時期、試料採取地点及び検体数一覧表」のとおり。

(2) 試料採取地点

別図 1～3のとおり。(河川・用水等16カ所、平井モニタリング井戸5カ所)

試料採取地点の詳細な図面については、別途受託者に通知する。なお、平井モニタリング井戸のうち4カ所は試料採取に合わせて水位高さの測定を実施し、残り1カ所は水位高さの測定のみを実施すること。

(3) 試料採取時期

平井(用水)の採水は8月中旬ごろ、平井(モニタリング井戸)の採水は、用水時期1回(8月中旬ごろ)、湧水時期1回(1月中旬ごろ)に採水すること。その他の地点は、10月に採水を実施すること。詳細な日時については、監督員と事前に協議のうえ日程を決定し、採水を実施すること。

採水の実施にあたっては、事前に監督員と日程及び施行計画について十分協議を行い、定められた要領で業務を行うこと。なお、河川・用水等に係る試料採取は前日までの降雨及び天候の影響が少なく水質の状態が安定した日に実施することとし、試料採取前又は試料採取中に天災、悪天候等の不測の事態が発生し、試料採取を中止せざるをえない場合は改めて別の日時に試料採取作業を実施すること。この場合の試料採取日時については、監督員と協議して決定すること。

(4) 土地への立ち入り

本委託業務履行に当たって受託者が、国有地、公有地または私有地に立ち入る際は、監督員と十分な協議を行うこと。また、植物伐採、かき、さく等の除去または土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するものとし、監督員の指示をもって所有者の承諾を得ること。

(5) 検査方法

昭和46年12月28日環境庁告示第59号、平成9年3月13日環境庁告示第10号等により実施すること。なお、定めのない項目については、日本産業規格 JIS K0102 規格群の規定によること。

(6) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

(7) 検査結果の報告

検査結果は速やかに報告すること。また、検査中に異常値等を確認した場合は、ただちに監督員にその旨を報告すること。

(8) 検体の保持等

検査終了後も15日間は検体を保持しておくものとする。なお、検査結果の確認のため、再検査若しくは検体の提出等を求められた場合はこれに応じること。

2. 1. 3 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表

ウ 委託業務着手届

エ 委託業務要領書

① 委託業務手順書

試料採取及び測定分析の具体的な手順を簡易に記したものを提出すること。

② 使用機器一覧

試料採取及び測定分析に用いる主な機器のリストを提出すること。

オ 登録証写し

① 環境計量士（濃度関係）登録証写し

(2) 履行期間中に提出する書類

試料採取毎に検査結果等を取りまとめのうえ、以下の報告書を提出すること。

ア 委託写真帳

試料採取の状況についてカラー撮影の上、項目別に整理をして提出すること。撮影に際しては、委託用塗版にて表示し撮影すること。

イ 委託報告書

① 計量証明書又は検査結果報告書

② 分析結果一覧表

③ 分析結果に対する評価・考察

④ 試料採取地点位置図

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

(4) その他監督員の指示したもの

2. 1. 4 (成果品の契約不適合責任)

(1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

(2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

2. 1. 5 (注意事項)

(1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。

(2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。

(3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。

(4) 試料採取並びに測定分析は全て受託者が実施し、第三者へ再委託しないこと。

別表1 分析項目、試料採取時期、試料採取地点及び検体数一覧表

No.	分析項目	試料採取時期 ・ 試料採取地点 ・ 検体数															検 体 数	
		河川・用水等													地下水			
		10月													8月	8月		1月
		一宮	矢坂	撫川	今岡	富吉	藤田(1)	藤田(2)	内尾	浦安	興除	曾根	西大寺	北幸田	平井	平井 (モニタリング井戸)		
1	水素イオン濃度 (pH)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
3	化学的酸素要求量 (COD)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
4	浮遊物質 (SS)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
5	溶存酸素量 (DO)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
6	大腸菌数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
8	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
9	窒素含有量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
10	リン含有量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
11	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
12	シアン化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
13	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
14	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
15	砒素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
16	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
17	アルキル水銀化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
18	ポリ塩化ビフェニル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
19	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
20	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16
21	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16

別表1 分析項目、試料採取時期、試料採取地点及び検体数一覧表(続き)

No.	分析項目	試料採取時期 ・ 試料採取地点 ・ 検体数															検 体 数	
		河川・用水													地下水			
		10月													8月	8月		1月
		一宮	矢坂	撫川	今岡	富吉	藤田(1)	藤田(2)	内尾	浦安	興除	曾根	西大寺	北幸田	平井	平井 (モニタリ ング井戸)		
22	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
23	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
24	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
25	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
26	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
27	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
28	1,3-ジクロロプロペン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
29	チウラム	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
30	シマジン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
31	チオベンカルブ	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
32	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
33	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
34	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
35	ふっ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
36	ほう素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
37	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1			16	
38	鉛														4	4	8	
39	砒素														4	4	8	
40	ふっ素														4	4	8	
41	ほう素														4	4	8	
42	電気伝導率														4	4	8	

※ 地下水については、水位高さを合わせて測定すること。